

会 議 録

会議の名称	令和元年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第1回）
開催日	令和元年8月6日（火）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時58分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 豊川 利江</p> <p>(2号) 北村 秀和 渡邊 昇子</p> <p>(3号) 佐々木 操 松本 利明 青木 淳一 矢島 静江</p> <p>(4号) 佐藤 誠 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">11名</p> <p>【市長】</p> <p>小島 卓</p>
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(1号) 木村 敏博</p> <p>(2号) 牧野 博司 高井 徹</p> <p>(3号)</p> <p>(4号) 永木 栄作</p> <p style="text-align: right;">4名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二</p> <p>保険年金課 主幹 早津 敦</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 田口 明雄</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 鈴木 順子</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 鬼久保 智子</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 平成30年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について</p> <p>(2) その他</p> <p>・ 令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について</p> <p>・ 令和元年第2回白岡市議会臨時会における「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認について</p>

	<p>・国民健康保険税について</p> <p>4 閉 会</p>
会議資料	<p>・平成30年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(案) 資料1</p> <p>・令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)に関する説明書 資料2</p> <p>・令和元年第2回白岡市議会臨時会における「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認に関する資料 資料3</p> <p>・国民健康保険税について 資料4</p>
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
市長	<p>司会(部長)</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、小島市長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>白岡市長の小島 卓でございます。</p> <p>国民健康保険運営協議会委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する 法律」の成立によりまして、平成30年度から新たな国民健康保険制度がスタートして1年が経過いたしました。</p> <p>先月中旬に令和元年度国民健康保険税の納税通知書を発送したところでございますが、被保険者の皆様の御理解により、大きな混乱もなく、国保運営が進んでいるところでございます。</p> <p>本日は、平成30年度国民健康保険特別会計決算について、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、元号が「令和」と改まり、新しい時代を迎えました。</p> <p>白岡市も心機一転、新たなステージにステップアップしてまいります。</p> <p>市の財政につきましては、今年度の一般会計の予算総額は、およそ141億円でございますが、そのうちの70億円、49.9%が市税による収入となっており、市長として感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>市では、今年度も引き続き、第5次白岡市総合振興計画基本計画で位置づけた3つの重点プロジェクト、「まちなにぎわい創出プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「白岡こども・ゆめ・みらいプロジェクト」に最優先で取り組んでまいります。</p>

	<p>さらに、重要施策といたしまして、白岡駅西口線及び白岡宮代線などの都市計画道路整備の着実な進捗や教育の充実、防災・減災施策などを進めるほか、白岡中学校周辺区域の有効な土地利用の推進を図ってまいります。</p> <p>また、篠津第三児童クラブの新設、国の幼保無償化を見据えた待機児童問題などへの取組みなどの子育て支援を推進してまいります。</p> <p>白岡市の子どもたちは、大変元気にスポーツや勉学に活躍しております。薔菫小学校を拠点とする男子バレーボールチームである白岡ドラゴンボーイズが全国大会に出場しているという明るいニュースもございます。</p> <p>また、全国学力テストの結果が発表され、白岡市の平均点は全国、県の平均点をいずれも相当数上回る成績でございました。</p> <p>いろいろな面で県の平均値を上回るような評価をいただいております。ありがとうございます。皆様方の御理解と御協力に深く感謝申し上げます。</p> <p>今後も、皆様とともに魅力ある、住みよいまちづくりを進めてまいります。所存でございます。</p> <p>本日は、国民健康保険の運営に関する御審議につきまして、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、国民健康保険運営協議会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様方には、公私とも大変お忙しい中、またお暑いところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議事につきましては、既にお配りしております資料にありますとおり、「平成30年度白岡市国民健康保険特別会計決算について」の議案について御審議いただくものでございます。</p> <p>限られた時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、委員の委嘱替えがございましたので、御報告を申し上げます。4号の被用者保険等保険者を代表する委員でございます協会管掌（全国健康保</p>

険協会)の佐藤 誠 委員を7月1日付けで委嘱させていただいております。

(佐藤委員 自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、大変恐縮ではございますが、事務局職員を紹介させていただきます。

はじめに、申し遅れましたが、私、本日の司会を務めます健康福祉部長の神田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、保険年金課職員を紹介させていただきます。

課長の岡田でございます。

同じく、主幹の早津でございます。

国民健康保険担当主査の田口でございます。

同じく、主査の鈴木でございます。

同じく、主査の鬼久保でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、11名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。

ここで、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました「次第」、「資料1・2・3」、「委員名簿」でございます。それから本日、お手元に配付させていただきました「資料4」、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供されました「国民健康保険の概要」及び「埼玉の国保」でございます。

それでは次第の「3 議事」に移ります。

なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。

それでは、佐々木会長よろしく願いいたします。

議長 (会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしく願いいたします。

はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。

事務局

それでは、次第に従いまして、進行いたします。

はじめに、諮問事項でございます「(1)平成30年度 白岡市国民健康保険特別会計決算について」の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

それでは、お手元の資料1を御覧ください。議案の「平成30年度白岡市国民健康保険特別会計決算(案)について」御説明いたします。資料の1ページから4ページまでが、「平成30年度白岡市国保特別会計歳入歳出決算書(案)」でございます。こちらは、8月29日開会の白岡市議会9月定例会に提出する予定の議案内容と同じものでございます。

それでは、資料1の4ページをお開き願います。

決算額につきましては、歳入総額は、53億1,993万1,325円で、前年度と比べますと13.1%の減、歳出総額は、48億8,364万6,959円で、前年度と比べますと14.3%の減となったものでございます。

そして、歳入歳出差引額は、4億3,628万4,366円となりまして、前年度と比べますと3.0%の増となっております、この額を令和元年度へ繰り越すものでございます。

恐れ入りますが、大きくとびまして、資料の15ページをお開きください。

白岡市内の国民健康保険に御加入の方の状況を説明させていただきます。

1の一般状況でございますが、一番上の表の上から2行目が被保険者数の総数となっております、総数は10,524人でございます。平成29年度に比べて565人減少しておりますが、その減少しました内訳を御説明いたします。

2の経理状況のすぐ上の「被保険者増減内訳」を御覧ください。

上段の「本年度中増」が平成30年度中に増加した内訳でございます、左から白岡市への転入により当市の国民健康保険に加入された方が393人、隣の「社保離脱」は、サラリーマンの方たちが、退職等をされて社会保険を脱退して国民健康保険に加入された方が1,510人、その他の事由を含めた合計が右端の2,041人となっております。

一方、下段が減少した内訳でございます、左から白岡市からの転出により当市の国民健康保険を脱退された方が370人、隣の「社保加

入」は、会社等の社会保険に加入されたために、国保を脱退された方でございまして1, 335人、3つ右にいきまして「後期高齢者加入」は、75歳の年齢到達等によりまして、644人が後期高齢者医療に移行したものでございます。その他の事由を含めた合計が2, 606人となっております。

なお、増減を相殺いたしますと565人減少となりまして、被保険者数の総数が10, 524人になるものでございます。

今後は、いわゆる団塊の世代の方々が全員75歳になる2025年までには、後期高齢者医療被保険者数が国民健康保険被保険者数を上回る見込みでございます。急激な高齢化の進展によりまして、今後も国民健康保険の被保険者数は減少傾向が続くと見込んでおります。

また、被保険者数が減少するという事は、国民健康保険税も連動して減少に転じる傾向になることから、国民健康保険の財政運営は厳しくなるものと思われまます。

それでは、平成30年度の『国民健康保険税』につきまして、御説明をさせていただきたいと思しますので、資料の7ページ、8ページにお戻りください。

7ページの一番左の欄を御覧ください。

国民健康保険税は3本立てで構成されております。

上から 1 医療給付費分の現年課税分、

その下 2 後期高齢者支援金分の現年課税分

その下が 3 介護納付金分の現年課税分でございます。

その下の4、5、6は、それぞれの滞納繰越分でございます。

右側の8ページを御覧いただきますと、こちらはそれぞれの税の調定額（賦課額）、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率を昨年度と比較してお示しいたしております。

一番上が一般被保険者の医療給付費分の現年課税分の状況でございますが、30年度と29年度の比較をいたしますと、調定額及び収入済額は増額となっており、徴収率につきましても、前年度から2.0%の増加でございました。

その下の表の後期高齢者支援金分、その下の介護納付金分につきましては、御覧のとおりでございますが、徴収率はいずれも増加となっております。

国民健康保険税全体では、収入済額が10億9, 685万393円となりまして、歳入全体の20.6%となっております。

国民健康保険税の徴収につきまして、白岡市では、税務課が所管しており、納税相談及び滞納整理を実施し、税収の確保に努めております。

また、税務課内に設置されております「白岡市納税等コールセンター」による国民健康保険税の滞納者や分納誓約不履行者などへの電話催告をしております。

次に、医療費の状況につきまして、御説明いたしますので、恐れ入りますが、21ページを御覧ください。

こちらは参考資料でございますが、上から2つ目の表の「一人当たり療養諸費費用額の推移」を御覧ください。

療養諸費費用額というのは、医療機関にかかった医療費10割分のことでございます。

平成28年度、29年度、30年度の3か年の推移がございますが、合計を見ていただきますと、増加傾向にあった一人当たりの医療費が平成30年度に減少しております。

当市の平成30年度の一人当たりの医療費は減少しておりますが、全国的な傾向としては、医療の高度化や新薬の開発などによって良い医療を受けられることと、平均寿命の延伸や被保険者数の減少によりまして一人当たり医療費は増加していくと考えられておりまして、引き続き厳しい国保財政運営が続くものと分析しております。今後の動向を注視するとともに、引き続き医療費の削減を図るための施策として保健事業（特に特定健康診査・特定保健指導）に力を注いでまいりたいと考えております。

当市の保健事業等につきまして、資料の19ページへお戻りください。

5の「データヘルス計画に基づく保健事業の状況」にございますとおり、平成30年度におきましても、医療費通知、ジェネリック利用差額通知などをはじめ、各種事業を実施したものでございます。

特に特定健康診査等につきましては、受診率の向上に努めているところでございますが、特定健康診査と特定保健指導の受診率につきましては、令和元年7月25日現在の状況で特定健康診査の受診率が40.1%、特定保健指導の実施率が18.5%となっており、データヘルス計画の中で掲げている平成30年度の特定健康診査受診率目標40%及び特定保健指導実施率目標15%を達成しているところでございます。

繰り返しとなりますが、平成30年度決算につきましては、歳入におきましては、国民健康保険税はもとより、都道府県化の初年度における

議長	<p>国・県等からの公費を法定負担どおり確保いたしました。</p> <p>また、歳出においては保険給付費及び国保事業の主体が埼玉県となったことに伴う制度改正によりまして、新設されました国保事業費納付金など保険者が負担すべき費用を的確に滞りなく支払いまして、医療費削減を図るべく各種保健事業を実施しました。その結果、赤字を生じることなく、歳入歳出差引額は、4億3,628万4,366円となったものでございます。</p> <p>以上、決算に関する説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
委員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>8ページで調定額は賦課額、収入済額は入金があったものという意味であると思うが、その右の不納欠損額、それから収入未済額がどういうものなのかを理解したい。収入未済額は納付の指示どおりに支払いがなかった、支払いが遅れているというものか。</p>
課長	<p>そのとおりでございます。賦課はしたけれども収入に至らなかったものでございます。</p> <p>不納欠損額というのは、納められない、納めることができないものでございます。現年課税分の収入未済額が翌年度の滞納繰越分になるものでございます。</p>
委員	<p>当該年度で不納欠損額とするのはなぜか。滞納して何年かが経過してから不納欠損とするのかと思うのだが。</p>
課長	<p>現年度分で不納欠損となったものといましては、死亡した方や財産調査により財産がない方が該当します。</p>
委員	<p>死亡した方でも死亡するまでの所得があるわけであるが、死亡してすぐに不納欠損となるのか。</p>
課長	<p>死亡後に財産や相続人の調査をするが、相続人等が見つからなかった場合に現年度で処理することがございます。</p> <p>また、外国人の方で日本の税金は発生するが、帰国したことにより徴収できない場合があります。</p>

委員	<p>いわゆる踏み倒しということですね。 現年度分の不納欠損の理由はその2つになるのか。</p>
課長	<p>その2つがほとんどの原因になります。</p>
委員	<p>8ページなどにある「徴収率」と16ページにある「収納率」の違いは。</p>
課長	<p>同じです。</p>
委員	<p>徴収率というのは、当該年度に賦課したものが、当該年度に入金があったかどうかということですよ。通常、銀行などの金融機関にしましても、支払いが遅れるということは、あつてはいけないことだがままある。それはそれで押さえなければならぬけれども。踏み倒されないように押さえるのが常である。その内容が資料に示されていない。16ページの収納率は96.6%で当該年分だけです。不納欠損額の大きい部分は滞納繰越分から発生している。本来は不納欠損額が毎年どういう推移であるかをしっかり押さえ、その不納欠損額をできるだけ小さくする。タイムリーで納めていただくよう説得するのがいいのでしょうか。いわゆる徴収漏れ、踏み倒しを最小限にするという方策を打っていくことが第一ではなかろうか。</p>
課長	<p>現年度課税分の徴収率は96.6%であり、この残った分が翌年度の滞納繰越分になります。</p>
	<p>税務課では、預金、生命保険等の財産調査を行い、差押え可能な財産が見つかった場合に差押え、換価をし、滞納した税に充てている。</p>
	<p>また、滞納処分を終えたが、なお徴収できない税が残っている場合は不納欠損としている。</p>
委員	<p>不納欠損額の大部分は滞納繰越分から発生している。それをなぜ押さえないのか。それも管理していくのが徴収のパフォーマンスを上げていくためのベースデータになるのではないのか。</p> <p>何が一番重要かという支払いのタイミングがずれるというのは好ましくないけれども、お金がないから少しくずらしますよ。ということはあるかもしれない。それを管理しなければならないのだけれども、徴収することができないという踏み倒しの金額をできるだけ最小限にしないと、踏み倒されたら会計がうまく回っていかないではないか。</p>

	<p>銀行などの金融機関であろうと民間企業であろうと踏み倒しの金額をミニマムにする。そうするにはどうしたらいいのかと考える。そのために踏み倒された金額がいくらかを把握しているのですよ。</p> <p>2ページの不納欠損額9,800万円のほとんどが滞納繰越分から発生している。16ページは当該年度の賦課されたものの収納率になっているが、むしろ徴収漏れの部分をしっかり把握するのが重要ではないか。</p> <p>不納欠損額の推移が示されないのか。過去の推移は。</p>
部長	<p>滞納繰越分の徴収の過程におきまして、預金、収入、生命保険の加入等の有無についての財産状況を確認しています。徴収できない税が残ってしまった等の不納欠損額は当然把握しています。それぞれの内訳である生活困窮や財産がない等を含め、法令に従いまして適切に不納欠損処理をしています。</p>
委員	<p>決算書の中に不納欠損額の推移が示されないのか。収納率より不納欠損額の方がインパクトは大きい。収納率は単なる支払いが遅れているという意味であるから、不納欠損額をしっかりと把握しないといけない。国保財政が厳しくなっていくのだから。</p> <p>未収納率が4%だけれども、平成30年度の決算において、収入済額が約11億あって、不納欠損額が約1億ある。一生懸命まじめな納税者が納めても、約1割という金額は相当大きいと思います。</p> <p>では、過去の不納欠損額は毎年どういう推移なのか。</p>
事務局	<p>国民健康保険税の不納欠損額は、平成29年度が約5,900万円、平成28年度が約3,800万円、27年度が約1,900万円となっております。</p>
部長	<p>過去には分納誓約による納付を促していたが、収入が少ないがために財産がないことから累積され、滞納額が増えてしまいます。そういったことが繰り返しになってしまいますので、その都度、財産等の状況を確認して、地方税法の規定に基づく不納欠損処理をしているため、増加の傾向にあります。</p>
事務局	<p>不納欠損額が9,800万円となっておりますが、内訳として2通りございます。</p> <p>地方税法の規定に基づく「滞納処分の停止」の3つの要件に該当し、徴収することが困難である場合と5年が経過して時効により消滅する場</p>

委員	<p>合でございます。</p> <p>「滞納処分の停止」の要件でございますが、滞納処分ができる財産がないとき、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、滞納者の所在、財産ともに不明なときの3つでございます。</p> <p>9,800万円のすべてが消滅時効ではなく、滞納処分の停止による不納欠損が大部分を占めております。</p> <p>なお、消滅時効による不納欠損額は、不納欠損額全体の1.6%の約160万円でございます。</p> <p>市の滞納対策や監査委員の指摘により、滞納処分の停止を適正に行うようにした結果、不納欠損額が増加しているところでございます。</p> <p>いろいろな議論はあると思うが、滞納処分の停止の所要件のような生活できない場合は国費で支えるなど別の手当てが必要ではないか。不納欠損額が徐々に増加して平成30年度は約1億円に達し、収入額の1割にもなっている。健康保険は共済であるから加入者全員が適切に賦課額を支払うことが肝要であり、それが出来なくなり不納欠損額が膨らむと国民健康保険制度の信頼性を損なうことになる。</p> <p>不納欠損額の変動と理由を資料として付け加えて説明をしてほしい。</p> <p>では、差押えは滞納の全件をやっているのか。金額と件数を教えてほしい。</p>
事務局	<p>平成30年度の差押実績として、国民健康保険税分は4,600万円になります。その主な内訳は、不動産7件、預金29件、生命保険29件、給与52件でございます。</p>
委員	<p>当該年度で賦課された税金が当該年度に差押えされることはないですから、8ページの滞納繰越分の収入済額の約8,000万円のうち、約半分が差押えで充てられていることに驚いている。</p>
課長	<p>差押えは、現年度分についても行いますので、4,600万円は滞納繰越分だけではなく、現年度分も含まれます。差押え可能な財産が確認できたら差押えします。</p>
委員	<p>現年度分の差押えをする理由は、払うよと言っているのに。</p>
部長	<p>納期限がございませう。現年度分においても、納期限を過ぎて督促手続き後に滞納処分による差押えをし、税に充てることはございませう。</p>

委員	現年度分の差押えは多いですか。
事務局	<p>現年度の滞納分については、納税相談による納付計画で対応していますが、傾向として現年度分と滞納繰越分の双方を滞納している場合が多いため、差押え後の換価で滞納繰越分だけではなく現年度分に充てることはあります。</p>
委員	滞納繰越分の収入額の約半分が差押えによるものが大きいのですね。
議長	他に、質疑はありませんか。
委員	15ページの被保険者増減内訳で、その他の数が多いのは。
課長	<p>国民健康保険組合から市の国民健康保険への加入による増加と市の国民健康保険から国民健康保険組合への加入による減少（脱退）になります。</p>
委員	19ページの特定健康診査について、納税等コールセンターを利用したの受診勧奨をしているようだが、固定電話では繋がらず、留守番電話の録音内容を確認し、必要に応じて折り返し連絡をすることが多い。効果についてどう思うか。
課長	<p>納税等コールセンターを利用したの受診勧奨でございますが、呼びかけて対象者本人に繋がった場合は受診したかどうかの確認をしています。また、留守番電話の場合、録音メッセージを残しており、折り返しの連絡があった場合に特定健康診査について説明をしています。対象者の「気づき」というか勧奨でございますので、「受診した方がいいですよ。」という内容で行っています。</p>
委員	市に在住する外国人が1%（約500人）いると思われる。加入状況と加入状況や資格をどのように扱っているのか。
事務局	<p>外国人の方であっても、社会保険加入者以外は扶養家族も含めて国民健康保険に加入していただいております。しかし、病気などの治療目的で来日される方は除外しています。</p>
委員	外国人の人口が増えていくと思われるが、将来に向けての構想は。

課長	<p>当市における外国人の占める割合は多くはないが、県内においては外国人の占める割合が多い市町村がございます。外国語で作成した税に関する各種パンフレット等を窓口で渡すなどの先進的な事例を参考にしながら対応してまいります。</p>
委員	<p>19ページのジェネリック利用差額通知について、実施した対象の要件と実施による効果はどうだったのか。</p>
事務局	<p>後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の薬代の差額が200円になる方を対象に発送しております。</p> <p>国では、ジェネリック医薬品のシェア目標を80%にしているが、当市における状況は77%前後であります。県の平均を若干下回っている状況であります。今後は率だけではなく、システムを活用した差額の効果を検証していく予定でございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「平成30年度 白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。</p> <p>（市長退席）</p> <p>次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。</p> <p>「令和元年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「令和元年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第</p>

1号) (案)」につきまして、御説明を申し上げます。資料2の2ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億2,628万4千円を追加し、予算総額をそれぞれ52億419万5千円とするものでございます。

はじめに歳入について説明させていただきますので、3ページを御覧ください。

6款 繰越金につきましては、平成30年度の決算により繰越金額が4億3,628万4,366円となりましたので、当初予算で見込んだ繰越金との差額4億2,628万4千円を増額するものでございます。

次に歳出について御説明させていただきますので、同じく3ページの中段以降を御覧ください。

2款 保険給付費につきましては、被保険者が受けた医療費等に係る療養給付費、療養費、高額療養費等について、保険者である市が負担する費用となります。

今般の補正内容ですが、高額療養費のうち、退職被保険者等に係る予算について、対象被保険者数の減少に合わせて当初予算を35万円で計上しておりましたが、対象者の中に長期入院をされた方がおありまして、連続して高額療養費を支給することとなりました。結果として予算に不足が生じておりますので、今後の見込みも考慮いたしまして予算を増加しております。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の広域化、平成30年度からの都道府県化に伴いまして、主体となる埼玉県が各市町村に療養費等を交付するための費用に充てるため、白岡市に割り当てられた負担金となります。

補正内容については今年度の納付金額が確定しておりまして、予算額よりも小さくなりましたことから、差額について減額措置を行っております。

次に4ページ目をお開きください。

7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金に積立をするものとなります。

積立の内容でございますが、平成30年度に当該基金からの取り崩しを行った額と同額の積み戻し、地方単独事業の波及増分として平成28年度に支出を行った実績額と同額の基金への積み戻しを行うものでございます。

この地方単独事業の波及増分とは、市町村が施策として「こども医療」や「重度障害者医療」を対象として医療費負担の無償化や軽減措置を事業として行った場合、実施しない場合よりも医療機関の受診者が増えると考えておりました、結果として医療費も増加するという考え方になります。増えた医療費分については市町村への国庫負担金から減額を行うものと国が示しております。国保事業から見ますと保険給付に対する公費負担分として国や県からいただけるはずの補助金等が市の政策によって削られてしまうことから、減額措置された補助金相当分は減額措置された翌々年度に一般会計から補填を受ける取り決めをしております、今般の基金への積み立てはその補填分を戻すものとなっています。

今後、国民健康保険財政はより厳しくなることが予想されますので、将来に渡って被保険者への国保税等の負担を抑えるためにも基金は重要な資源であり、できる限り維持できるよう努めてまいります。

次に、9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税に過誤の徴収があった場合の被保険者への還付金や国や県からいただいた補助金等に剰余金が生じた場合の返還金等でございます。

今般の補正ですが、療養費等の保険給付費として埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会からいただいておりました交付金等と実際の保険給付費の実績報告の結果、交付金が超過交付となりましたことから、返還金等について補正を行うこととしております。

なお、歳入の6款 繰越金と歳出の1款 総務費から9款 諸支出金までの補正額の合計との差額2億5,740万円につきましては、不測の事態に備えるため、全額予備費に計上するものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、2点目の「令和元年第2回議会臨時会における白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」事務局からの説明を求めます。

それでは、「令和元年第2回白岡市議会臨時会における白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」御説明いたします。資料3を御覧ください。

「平成31年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限

議長

事務局

度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直しする地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されました。同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、当該条例を専決処分し、公布したものでございます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和元年5月14日に開会した令和元年第2回白岡市議会臨時会において、「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして議会の承認を得ております。

なお、この専決処分によりまして、当市の賦課限度額及び保険税の軽減割合につきましては、埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、法定どおり対応しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、3点目の「国民健康保険税について」事務局からの説明を求めます。

それでは、国民健康保険税について御説明を申し上げます。平成29年度の運営協議会におきまして、平成30年度と31年度、2か年度の税率等を御審議いただき、答申をいただきました。次回の運営協議会から令和2年度以降の税率等につきまして御審議いただく予定でございますので、以前から委員をお引き受けいただいている委員のみなさまには繰り返しになりますが、復習の意味を込めまして御説明させていただきます。

また、今年から委員をお引き受けいただいている委員のみなさまには、次回以降の税率等を御審議いただくために、前回の税率改正の経緯等を含めまして御説明いたします。

それではお手元の資料4を御覧ください。

まず、国民健康保険税の仕組みを簡単に説明させていただきます。

表1を御覧ください。

議長

事務局

国民健康保険税は三本で構成されております。一つ目が「医療給付費分」、二つ目が「後期高齢者支援金分」、三つ目が「介護納付金分」でございます。

まず、一つ目の医療給付費分は、医療費などの給付に要する費用に充てるためのものがございます。二つ目の後期高齢者支援金分は後期高齢者医療制度の財源として、国民健康保険から拠出するためのものがございます。三つ目の介護納付金分は、介護保険制度による介護保険料分を40歳から64歳までのかたに納付していただき、介護保険納付金に充てるためのものがございます。

続きまして、国民健康保険制度改革の概要について御説明させていただきます。

図1を御覧ください。

国民健康保険制度は、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題を抱えており、厳しい財政運営を強いられておりました。こうした問題の解決策として、国は平成30年度から年間3,400億円の財政支援を行い、財政基盤を強化した上で、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる国保の都道府県化を行いました。

平成29年度まで国保事業については、市町村が個別に運営しておりましたが、平成30年度からは都道府県と市町村の共同運営となったものがございます。

図1の右側を御覧ください。

都道府県の役割でございますが、都道府県は財政運営の責任主体となり、県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村が行う事務の効率化や標準化、医療費適正化に向けた取り組み、市町村ごとの国保事業費納付金を決定いたします。都道府県は、市町村から集める国保事業費納付金と国庫補助などの公費を財源として、都道府県内市町村の保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として支払います。

一方、市町村はこれまで同様に、資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を引き続き行うこととなりましたが、新たに国保事業費納付金を都道府県に納付することとなり、保険税率の決定にあたっては、都道府県が示す標準税率を参考に市町村ごとに決定することとなっております。

続きまして流れを御説明させていただきますので、図2を御覧ください。

い。

埼玉県は市町村に対して①「国保事業費納付金」と「標準保険税率」を公表します。

「国保事業費納付金」につきまして、県は全体の医療給付費等の見込から、各市町村の医療費水準、所得水準を考慮しつつ各市町村の納付額及び、納付額を確保するために設定すべき「標準的な保険税率」の算定を行い、公表するものでございます。

続いて②「保険税率等」の決定でございまして。市町村は、県から示される標準保険税率等を参考に、各市町村の算定方式や予定収納率に基づき保険税を決定します。そして、③保険税を賦課し、7月中旬に納税通知書を発送します。そして、納税義務者のかたに④保険税を納付していただき、市は⑤国保事業費納付金を県に納めるものでございます。

続きまして、前回の税率改正等の経緯でございまして。図3を御覧ください。

県から提示されました、白岡市の平成30年度の国保事業費納付金は「約12億7,000万円」でございました。これまでの税率等で集まる保険税額は、平成29年度決算見込額が「約10億1,000万円」と、県に納付する額に対して、大きく不足することから税率改正を行うこととなりました。

続きまして、図4を御覧ください。左側の表が平成29年度の白岡市の税率等でございまして。真ん中の表が県が示した標準保険税率でございまして。

白岡市では医療分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割という4方式で保険税を課税しておりましたが、埼玉県国民健康保険運営方針におきまして、所得割と均等割の2方式を標準とするところから、白岡市でも平成30年度から2方式とすることといたしました。県が示した標準保険税率等に変更すると、急激な税負担の上昇を招くため、国民健康保険財政調整基金等から2年間で2億4,700万円を国民健康保険特別会計に投入し、制度改正に伴い、上昇する税負担の緩和を図り、県の示す標準保険税率より低い税率に改正を行いました。

納付金と標準保険税率につきましては、毎年度、県から示されますが、毎年税率改正を行いますと被保険者の方への経済的・精神的な不安を強いることとなりますことから、2か年を賄える税率といたしました。

この「国保事業費納付金」でございまして、正式な額が示されますの

が2月頃になりますが、その前に、秋ごろに県において各市町村の納付金の試算（シミュレーション）が行われ、この概算額の試算結果が示されるところでございます。

今年度におきましても、県から11月頃には納付金の試算結果（シミュレーション）が示される予定でございます。こちらは秋の試算と呼ばれるものでございます。

この秋の試算に基づきまして、次回以降、税率等の改正について御審議いただく予定でございます。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で「国民健康保険税について」の説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願ひします。

これ以外で何かございますか。

それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様のお協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会

佐々木会長ありがとうございました。

また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 元 年 9 月 5 日

(議長 (委員長・会長) その他これに準ずる者の署名)

会 長

佐々木 操

他の委員からの質問

議事 1 平成 30 年度白岡市国民健康保険特別会計決算について

【質問 1】

歳入構成は、県支出金 (33 億) が全体の 60% (調定額ベース)、繰入金 (4.3 億) が 7.7% を占めているのに対し、国民健康保険事業費納付金 (12.7 億) が 26% であり、県からの戻り給付が約 20 億強と思われる。

【回答 1】

平成 30 年度からの国民健康保険事業の広域化 (都道府県化) により、埼玉県は市町村が必要な保険給付費 (国保の被保険者が掛かった医療費の 7 割・8 割負担分) を交付しますが、その財源の一部として、各市町村に国民健康保険事業費納付金が割り当てられており、県からの交付金と市が納める納付金との差額はご指摘のとおり、約 20 億となっております。

【質問 2】

国民健康保険税の不納欠損額は、極低収入家庭等からの納付不能家庭と認定された納付不能分と理解するものの、全体の 7.5% にのぼる。13 人に 1 人がその対象者となるが、全国的な比率はいかほどか。白岡市は多いほうか。

【回答 2】

国民健康保険税と国民健康保険料の方式の違いから、全国的な不納欠損額や比率は示されておりません。埼玉県内の全ての市町村が税方式であるため、県内の市町村の比率による回答とさせていただきます。

不納欠損は年度によって多い年と少ない年がありますが、当市の不納欠損額を調定額で割った比率は 7.5% であり、平成 30 年度については県内において一番高い比率となっております。2 位は春日部市の 7.4%、3 位は所沢市の 6.7% となっております。一番比率の低い市町村は横瀬町の 0.2% となっております。

なお、7.5% がそのまま人数に当てはまるものではなく、個別に分析する必要があります。

この不納欠損額のうち、地方税法に基づく滞納処分の停止の要件として、①滞納処分ができる財産が無いとき（無財産）、②滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（生活困窮）、③滞納者の所在、財産ともに不明なとき（所在財産不明）に該当し、滞納処分の停止となった額が含まれております。

なお、地方税法の消滅時効（5年間行使しないことによる時効消滅）に該当する不納欠損額の比率は0.1%でございます。

【質問3】

同、収入未済額、その大半が納付逃れをしている者の総額と理解しているが、比率で見れば9.9%、10人に1人が逃げ得しているともいえる。国民健康保険が互助制度であり、このような逃げ得を許すべきではない。このような加入者については、資産の差押え、保険証の取上げ等の強行措置が必要ではないか。組織的な対応状況について説明願いたい。

【回答3】

当市では、滞納となった場合、文書や電話による催告が行われます。

それでも納付に応じない場合、官公署、金融機関、勤務先、滞納者の財産を有する第三者に対して財産調査を行います。対象となる財産は、不動産、預金、生命保険、給与などになります。その後、一定の財産を発見した場合は、滞納者の財産を差押えます。差押えた財産は取立てや公売により換価（金銭に換えること）され、滞納分の税金に充てられます。

また、滞納者対策の一環として、有効期間の短い被保険者証である短期被保険者証（6か月）を交付し、納税相談の機会を確保するようにしております。

【質問4】

このような逃げ得加入者の収入未済額は、実質的な歳出予算編成の障害になっているはず。歳出予算の硬直性にも著しく影響を与えていると思われる。実際の歳出予算策定においては、この収入未済額を考慮して作成していかざるを得ないと思うが、事務局としての見解はいかがか。収入未済額の減少対策は、いかなる対策をしておられるのか。

【回答4】

当市の収納率は県内において上位ではございますが、税の分納誓約履行中の滞納額を含め、滞納による収入未済額が発生しており、予算編成時に少なからず影響を与えております。当市における収入未済額の減少対策といたしましては、市税等の確保に努め、納税者相互間の税負担の公平を図り、もって財政の健全な運営を確保するため、白岡市市税等滞納対策本部を設置しております。

市税等の滞納対策に関する対策方針の策定、滞納整理に必要な体制の整備、その他市税等の収納率向上に関することを所掌事項としております。

平成31年4月25日に会議が開催され、市税等の徴収の強化を図るため、平成31年度（令和元年度）の滞納繰越分の整理促進による収納未済額の圧縮と現年度課税分の年度内完結を効果的に進めていくための徴収目標（数値目標）の設定、数値目標を達成するための計画策定及び重点実施事項の取組みといった滞納対策に関する対策方針を定めており、組織的に対応して

おります。

なお、歳入の見込みに当たっては「埼玉県国民健康保険運営方針」において目標としている徴収率を考慮しております。

議事2 令和元年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

【質問】

補正額は、平成30年度決算が承認された後を受けての、繰入金補正を行うものと理解するが、この時点での収入未済額はどの程度、予想されているのか。

それは、平成30年度の額に対して、どのような対策をされるものか。

【回答】

平成30年度予算（決算）については、5月末日の出納閉鎖をもって収入済額と支出済額が確定し、差額は翌年度（令和元年度）への繰越金として繰入が行われます。単年度の予算に関しては過不足を生じないように各議会定例会において補正等を行っており、通常マイナスが生じることはありません。

なお、各年度の歳入予算に関しては、歳出予算を賄えるよう設定しておりますが、特に被保険者から納付をいただくことで収入見込み額に差異が生じやすい国民健康保険税につきましては、前年度までの徴収実績や国保被保険者数の異動実績を参考に収入未済額を想定した保険税率及び収入見込み額を設定しております。

平成30年度予算では91%～89%の徴収率を見込んでおり、約9～11%分については現年度内での納付がされず未納となりますが、この未納となる分に関しては納期限後納付あるいは滞納処分の対象となるものです。

また、未納分として翌年度に繰り越された税金は、滞納繰越分となりますが、この滞納繰越分についても平成30年度同様の滞納処分を見込んでおります。